

神奈川県東部地区高速道路網整備促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、神奈川県東部地区高速道路網整備促進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、神奈川県東部地区(横浜市・川崎市域)の高速道路網の建設促進及び利活用の促進に努め、ひいては県土の均衡ある発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係各省庁等に、要望、陳情活動を行うこと。
- (2) 世論の喚起及び協力体制の確立に努めること。
- (3) その他、目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 協議会は、神奈川県及び横浜市、川崎市の首長及び別記経済団体等の長、さらに総会で承認された者をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名

2 役員は総会において選出する。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

第7条 会長は、年1回協議会(総会)を開催し、また、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(常任幹事)

第8条 協議会は、常任幹事を置く。

2 常任幹事は会長が委嘱する。

(経費)

第9条 協議会の経費は、県、横浜市、川崎市の拠出及びその他の収入をもってあてる。

(協議会等の設置)

第10条 会長は、本会の活動において特に重要と認める事項について、協議会等を置くことができる。

2 協議会等の構成並びに事務内容は、別に定める運営要領によるものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、神奈川県県土整備局内に置く。

(協議等)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成12年7月21日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成22年11月17日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成24年10月31日から施行する。

別 記

横 浜 商 工 会 議 所
(一社)神 奈 川 経 済 同 友 会
(一社)神 奈 川 県 経 営 者 協 会
(一社)神 奈 川 県 ト ラ ッ ク 協 会
(公 社)横 浜 貿 易 協 会
横 浜 港 運 協 会
(一社)横 浜 市 工 業 会 連 合 会
川 崎 商 工 会 議 所
川 崎 港 運 協 会
川 崎 市 工 業 団 体 連 合 会

(順不同)